

宇土市告示第90号

宇土市小規模水道施設整備事業補助金要綱を次のように定める。

令和8年6月29日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市小規模水道施設整備事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活に欠かせない生活用水の確保のため小規模水道施設の整備事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇土市補助金等交付規則(昭和49年規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模水道施設 導管その他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、市営以外の小規模の水道施設をいう。
- (2) 水道給水区域 宇土市水道事業給水条例(平成10年条例第11号)第2条に定める給水区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、水道給水区域外(水道給水区域内のうち水道への接続が困難と認める地域を含む。)で、5戸以上が共同して小規模水道施設を新設(新たに水源を確保するものをいう。)、増設又は改修(以下「新設等」という。)する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 市税等(規則第3条第3項に規定する市税等をいう。以下同じ。)の滞納がある者
- (2) 宇土市暴力団排除条例(平成23年条例第36号)第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかの小規模水道施設の新設等に要する費用とする。ただし、土地購入費を除く。

- (1) 取水施設 井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設をいう。
- (2) 浄水施設 浄水地、滅菌装置、その他浄水に必要な施設をいう。
- (3) 配水施設 配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設をいう。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の2分の1以内とし、500万円を限度とする。ただし、補助対象経費を合算した額が50万円未満の場合は、補助金を交付しない。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇土市小規模水

道施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模水道施設整備事業計画書（様式第2号）
- (2) 小規模水道施設整備事業収支概算書（様式第3号）
- (3) 小規模水道施設給水世帯名簿
- (4) 工事費用の見積書
- (5) 設計図書（付近見取図、構造物図等）
- (6) 市税等に滞納のないことを証する書類又は規則第4条第1項第6号に規定する同意書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、宇土市小規模水道施設整備事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果について宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付取消・変更通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに宇土市小規模水道施設整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模水道施設整備事業収支決算書（様式第8号）
- (2) 工事に要した経費の領収書等の写し
- (3) 施工前と施工後の写真等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた補助決定者は、速やかに宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

ない。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金交付要綱(平成13年告示第119号)は、廃止する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住 所
名 称
氏 名
電話番号

宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付申請書

年度において、小規模水道施設整備事業を実施したいので、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 小規模水道施設整備事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 小規模水道施設整備事業収支概算書（様式第 3 号）
- (3) 小規模水道施設給水世帯名簿
- (4) 工事費用の見積書
- (5) 設計図書（付近見取図、構造物図等）
- (6) 市税等に滞納のないことを証する書類又は宇土市補助金交付規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 6 条関係)

小規模水道施設整備事業計画書

事業目的	
設置場所	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
事業経費	取水施設 円
	浄水施設 円
	配水施設 円
	その他 円
	合計 円
補助金交付申請額	円

様式第3号（第6条関係）

小規模水道施設整備事業収支概算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
市補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
合計		

様

宇土市長

宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、下記のとおり決定したので、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1 決定区分 交付 ・ 不交付
(不交付の場合は、その理由)

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) この補助金を申請の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助対象事業の内容等を変更するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金の使途が不相当と認められたときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住 所
名 称
氏 名
電話番号

宇土市小規模水道施設整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、下記のとおり変更したいので、宇土市小規模水道施設整備事業補助金要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 円
(変更前の補助金交付予定額 円)
- 2 変更の内容及びその理由
- 3 添付書類（補助金交付申請時に添付したもののうち変更に係る部分）

様式第 6 号（第 8 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け 指令第 号で通知した宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり取消し・変更したので、通知します。

記

- 1 変更後の補助金交付予定額 円
- 2 取消し・変更の内容

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住 所
名 称
氏 名
電話番号

宇土市小規模水道施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定通知のあった宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、補助事業が完了しましたので、宇土市小規模水道施設整備事業交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付予定額 円
- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 小規模水道施設整備事業収支決算書（様式第8号）
 - (2) 工事に要した経費の領収書等の写し
 - (3) 施工前と施工後の写真等
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

小規模水道施設整備事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額		備考
			増	減	
市補助金					
その他					
合計					

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	差引額		備考
			増	減	
合計					

様式第9号（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

宇土市長

宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、その額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

宇土市長 様

申請者 住 所
名 称
氏 名
電話番号

宇土市小規模水道施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付確定があった宇土市小規模水道施設整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所 出張所
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		